

仕様書

1 軽油の規格

日本産業規格 K2204

2 給油方法等

(1) 受注者は発注者の指定する場所及び日時に指定する数量を納入すること。

通常、納入場所は酒田市宮海地内（酒田北港内）酒田警察署警備艇係留場所（警備艇燃料タンク内）とし、納入数量及び納入時刻（原則、午後3時から午後5時までの間）を当日の午前11時までに発注者が受注者に連絡する。

なお、緊急時などの場合は、発注者が受注者に対し、即時納入や上記係留場所以外に係留した警備艇への納入を依頼することがある。

(2) 一回当たりの納入予定数量は、400～1,000リットルである。

3 単価の決定方法

市場価格連動型単価契約方式とし、月を単位として次の方法により発注者と受注者が協議のうえ決定することとする。

(1) 一般財団法人経済調査会が発行する「デジタル物価版「石油製品編」」の毎月下旬号に記載された都市別石油製品価格のうち「山形」における《ミニローリー渡し1～2KL積載車給油》軽油の価格（消費税及び地方消費税を除いた額）を1リットル当たりの価格に換算した額を翌月の単価の指標とする価格（以下「指標価格」という。）とする。

(2) 令和8年5月の契約単価は、落札単価（消費税及び地方消費税を除いた額）に1.10を乗じた価格とする。

(3) 令和8年6月の契約単価は、5月下旬号の指標価格から5月上旬号の指標価格を差し引いた額（変動額）を現契約単価（消費税及び地方消費税を除いた額）に加え、1.10を乗じた価格とする。

(4) 令和8年7月以降の契約単価は、当月下旬号の指標価格から前月下旬号の指標価格を差し引いた額（変動額）を現契約単価（消費税及び地方消費税を除いた額）に加え、1.10を乗じた価格とする。

すなわち、5月上旬号の指標価格と落札単価（消費税及び地方消費税を除いた額）の価格差を維持するものとし、毎月下旬号の指標価格の増減にあわせて翌月の単価を決定する。

計算方法
令和8年5月の契約単価＝落札単価（税抜き）×1.10
令和8年6月の契約単価＝{(5月下旬号の指標価格－5月上旬号の指標価格)＋落札単価（税抜き）}×1.10
令和8年7月以降の契約単価＝{(当月下旬号の指標価格－前月下旬号の指標価格)＋現契約単価（税抜き）}×1.10